

# 横浜市新杉田地域ケアプラザ利用上の注意

## 1 施設利用上の注意事項

横浜市新杉田地域ケアプラザ（以下「ケアプラザ」と言います。）は、多くの皆さまにご利用いただく公的な施設です。

皆さまが快適に施設をご利用いただけるよう、次の利用上の注意事項及び禁止事項について遵守していただきますよう、お願いいたします。

## 2 主な一般的な注意事項

- (1) 利用時間及び開館時間（月曜日～土曜日は午前9時から午後6時、日祝日は午前9時から午後5時まで）を遵守してください。午後6時～午後8時までは、施設貸出の事前利用申請があった場合のみ開館いたします。
- (2) 利用当日は、当日利用の責任者の方が事務室へお声かけいただき、利用を開始してください。
- (3) 密閉・密接・密集を避けるため、窓を開け換気した状態で利用してください。
- (4) ソーシャルディスタンス維持のため、会場利用の人数を制限させていただきます。
- (5) 利用後は、掃除・後片付け、使用された備品類の除菌等の原状復帰を行った上で、終了時間15分前までにケアプラザ職員の確認を受けてください。
- (6) 施設の設定、機器及び備品は大切に利用してください。備品類（テーブル、椅子、ヨガマット、キーボード、ラジカセ等）をご使用する際はあらかじめ職員までお申し出下さい。
- (7) 持ち込んだ物品及びゴミは、利用者の責任で必ず持ち帰ってください。
- (8) 飲食を伴う利用の際は向かい合って座らずに互い違いになるように席を設けてください。また、会話をする際には、マスク等の着用を徹底してください。
- (9) 施設管理上、職員が室内に立ち入ることがあります。
- (10) 施設職員の諸注意及び指示に従ってください。また、ケアプラザ敷地内は全館禁煙です。
- (11) 天候等のやむを得ない事情により、施設の利用を中止する場合があります。
- (12) 多目的ホール及び、地域ケアルームは土足でのご利用をご遠慮頂いております。

室内履きをご持参し、お履き替えの上、ご利用下さい。（室内履きでのトイレのご利用は禁止です。）

※令和3年3月22日より当面の間、活動の際には必ずマスク等を着用し、飛沫等による感染リスクを避けるよう徹底してください。また、相手との距離が1メートル以上確保できない場合、貸室のご利用は頂けませんのでご了承下さい。利用人数は定員の70%（多目的ホール35名、地域ケアルーム8名、ボランティアコーナー12名）を原則とさせていただきます。

※令和2年10月1日より当面の間、調理室利用は定員の30%（3名）とし、食器類（皿、お椀、湯飲み、箸、フォーク、スプーンなど）はお貸し出しできません。必要な場合はご持参をお願いいたします。

※令和2年10月1日より当面の間、麻雀・囲碁・将棋の利用にあたっては、牌・碁石・駒のお貸出しは出来ません。

※館内に待合所はございません。利用時間に合わせてご来館下さいますようお願いいたします。

## 3 車両での来所について

新杉田地域ケアプラザには、施設利用者対象の駐車場がございません。

可能な限り、公共交通機関でお越しください。

## 4 損害の賠償について

- (1) ケアプラザの設備及び備品等を破損・紛失された場合は、必ずケアプラザ職員にお申し付けくださ

い。

- (2) 設備又は利用した物品を故意または重大な過失により破損若しくは紛失した場合は、利用責任者に弁償していただく場合があります。

## 5 禁止事項

- (1) 予約を行った登録団体以外の第三者に利用の権利を譲渡、貸出すること。
- (2) 身体障害者補助犬法に定める補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）以外の動物類を施設内に連れ込むこと。
- (3) 火気等危険物の持ち込み利用すること。

次のいずれかに該当する場合、ケアプラザを利用することはできません。

### 1 営利につながる活動若しくはこれらに類する行為

- (1) 物品の販売や宣伝につながる行為（障害者施設等の物販を除く）
- (2) サービスを提供することによって対価を得ることにつながる行為

#### 【その他営利に関する注意事項】

- (ア) 参加者から徴収する参加費は、原則実費分のみとします。その参加費が高額と判断される場合、団体に収支及び状況の説明を求めることがあります。営利活動とみなされる場合には、利用をお断りすることがあります。
- (イ) 講師に対して支払う謝金が、高額と判断される場合は、団体に収支及び状況の説明を求めることがあります。
- (ウ) 地域住民が主体となつて行う活動のみ、講師を招聘することができます。（講師となる人物が主体となつて行う活動は、習い事教室化するおそれがあるため、利用できません）

### 2 施設運営の弊害となる可能性がある行為

- (1) 暴力及び迷惑行為
- (2) 危険を伴う活動
- (3) 施設及び設備の維持に支障を及ぼす行為
- (4) 飲酒及び喫煙

### 3 その他

- (1) 危険物を使用する場合で、災害を発生させるおそれがあるとき。
- (2) 善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) 施設等を損傷又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 集団的又は常習的な暴力行為が行われるおそれがあるとき。
- (5) 葬儀、告別式その他これらに類する行事のために利用しようとするとき。
- (6) 使用許可申請書等の記載事項に虚偽があると認められるとき。
- (7) 他者への強要及び強制とみなされる行為と認められるとき。
- (8) 第三者への貸与及び施設貸し出しの権利の譲渡と認められるとき。
- (9) 「横浜市暴力団排除条例」（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 条）第 9 条第 2 項に抵触するおそれがあるとき。

詳しくは、ケアプラザ職員にお問い合わせください。



2021. 4. 20